

## 【縣市町村事例】

# 茨城の水をきれいに 茨城県における浄化槽単独転換等の取組み

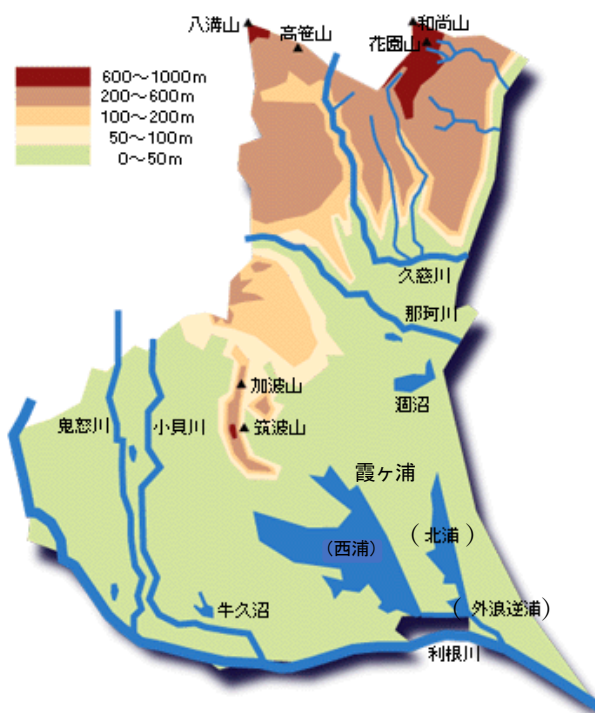
茨城県県民生活環境部環境対策課

## 1. はじめに

茨城県は、関東平野の北部、東京から35～160 km圏に位置し、全国第4位の可住地面積を有しています。百名山の一つに数えられる筑波山や、2番目に大きい霞ヶ浦、総延長190kmに及ぶ海岸線など豊かな自然に恵まれ、温和で暮らしやすい県です。

一方、高度成長期以降の県勢の発展に伴い、昭和40年代後半から湖沼や河川の水質汚濁が問題となってきました。

現在も、JR常磐線や常磐自動車道、鹿島港などに加え、つくばエクスプレス、圏央道、茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港区）、茨城空港など陸海空の広域交通ネットワークの整備が進み、今後さらに大きく発展する可能性を有しています。



＜茨城県の地形＞

## 2. 現状

### （1）湖沼の水質汚濁

茨城県には、全国第2位の面積を有する霞ヶ浦のほか、ラムサール条約登録湿地である潤沼、水鳥たちの楽園となっている牛久沼など、豊かな水資源に恵まれています。湖沼水質の環境基準を達成できず、水質改善が課題となっています。

### （2）生活排水対策

茨城県の汚水処理人口普及率は86.8%（令和3年度末現在）で、全国の92.6%に比べ低い水準にあり、いまだ38万人が生活排水未処理となっています。このため、令和8年度までの汚水処理施設概成（95%）を目標として、下水道、農業集落排水施設への接続促進、合併処理浄化槽への転換促進を図っています。県内各市町村の生活排水対策は、下水道の計画を見直し、合併処理浄化槽整備区域を拡大する方針とする市町村もあります。

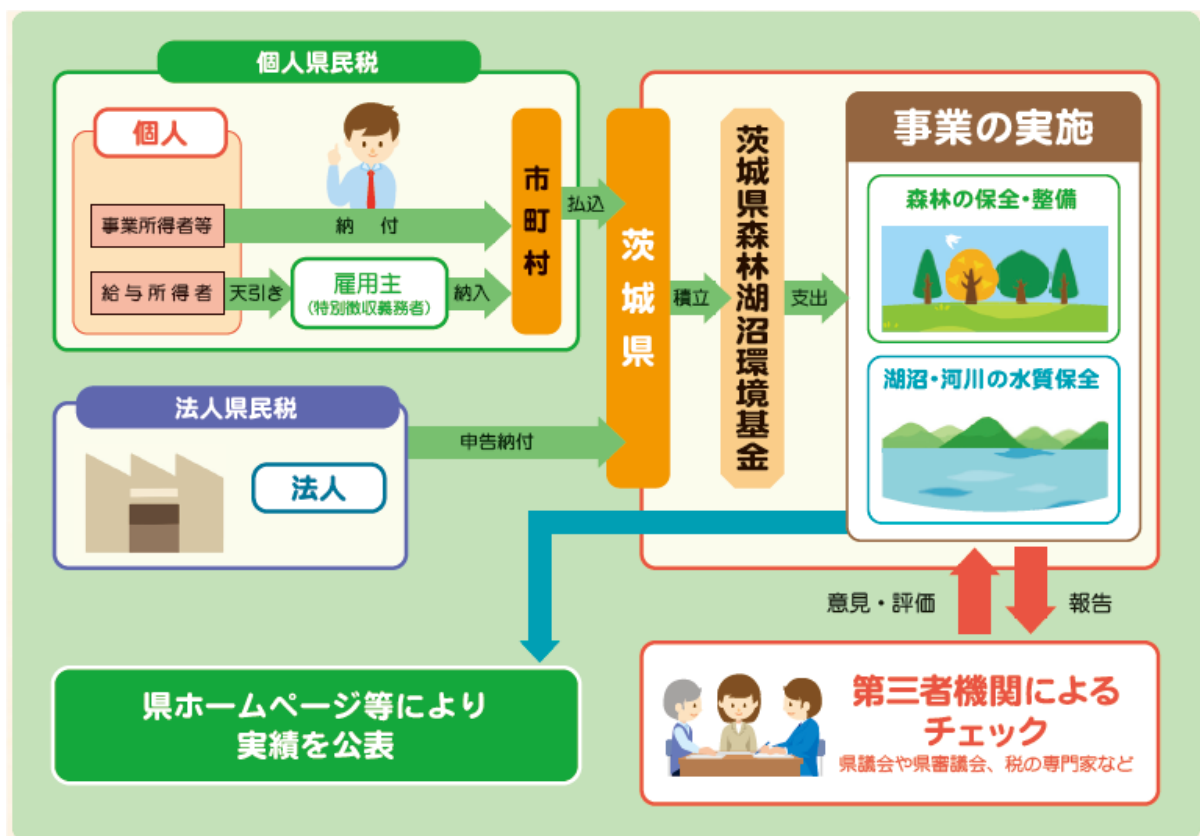
県内の浄化槽設置基数は約25万基（令和3年度末現在）で、そのうち3分の1に相当する約8万6千基が単独処理浄化槽です。特に、霞ヶ浦流域においては、生活排水を処理する場合は高度処理型浄化槽を設置することを条例で義務付けています。早急な転換を図るため、県としても浄化槽設置補助を用意し、各市町村の生活排水対策を応援しているところです。

### (3) 森林湖沼環境税（県税）の活用

茨城県森林湖沼環境税は、県民の理解と協力のもと、森林や湖沼、河川の環境保全施策の一層の推進を図ることを目的として2008年（平成20年）度に導入されました。

霞ヶ浦の水質浄化という大きな課題を抱える中、水質改善に関わる事業を充実させるためにどのように財源を求めていくか検討し、県民に公平に負担を求め、県北地域を中心とした森林、県南地域を中心とした湖沼の両方の環境改善に活用することとなりました。これまで課税期間を3回延長し、現在は令和8年度までとなっています。

#### <森林湖沼環境税のしくみ>



### 3. 単独転換促進への取組み

#### (1) 補助制度の充実とNP型浄化槽の設置促進

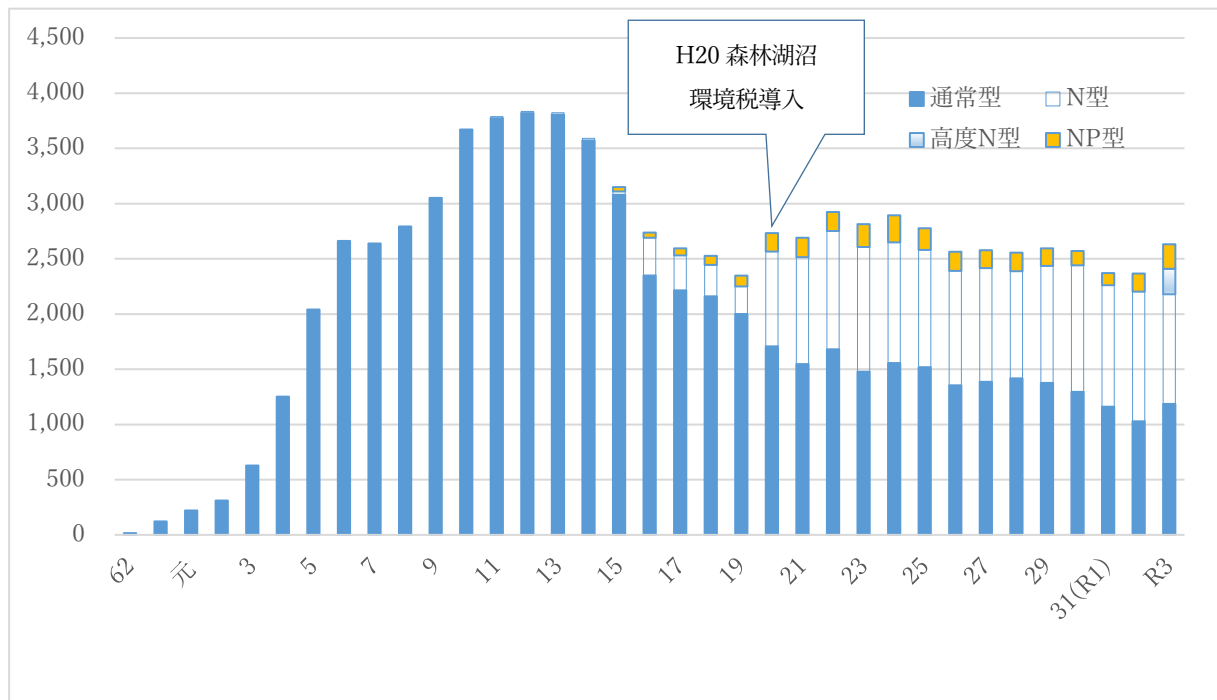
県内44市町村のうち、42市町村で浄化槽設置補助事業を実施しています。県では、国の補助事業に併せて、「設置補助」、「上乘せ補助」、「単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去補助」、「転換に伴う宅内配管工事費補助」について補助金を市町村に交付しています。重視しているのは、単独処理浄化槽からの転換の促進と湖沼流域でのNP型の導入です。

茨城県は可住地面積が広く、一住宅あたりの住宅敷地面積が395.0㎡（全国第1位、H30.10.1）であることから、ひとつの敷地に複数の住宅があり、それぞれに単独処理浄化槽やくみ取り槽が設置されていることが珍しくありません。そこで、転換を促進するため、複数の単独処理浄化槽撤去が必要な場合の二つ目以降の撤去に対しても、県独自で補助（補助率 県1/2、市町村1/2）を実施しています。

また、茨城県霞ヶ浦水質保全条例において、霞ヶ浦流域に設置する浄化槽は高度処理型でなければならないとしています。特に汚濁が進行している北浦（霞ヶ浦の一部）の流域では、県からの補助金の対象をNP型に限定し、生活排水による汚濁負荷の削減に取り組んできました。北浦以外の霞ヶ浦、涸沼、牛久沼等の湖沼流域では、これまでは、高度処理型浄化槽全体を上乗せ補助の対象にしてきましたが、令和4年度からは、これらの流域でも上乗せ補助はNP型に限定することとしました。

これら補助金の財源は、県の一般財源に加えて前述の森林湖沼環境税を充てています。この税を導入した平成20年度以降、本県では、高度処理型浄化槽の設置が進んでいます。

＜茨城県の浄化槽補助基数の推移（基／年）＞



＜茨城県の補助事業のイメージ（NP型、転換、個人設置の場合：千円）＞

【転換】浄化槽設置費用の4割相当の1/3を補助+自己負担が通常型の1/2になるよう上乗せ補助

【通常事業の場合】

		NP型 1,320		
		528		
4割	補助対象	国 176	県 176	市 176
6割	設置者自己負担相当額	設置者自己負担 249	県 (森林湖沼環境税) 543	

自己負担249、補助額1,071(国176、県719(うち税543)、市町村176)

※緑色が設置補助、ピンク色が上乗せ補助

## (2) 広報・啓発等

単独処理浄化槽の設置者は、便所の水洗化は完了しており、また、未処理の生活排水については自らの生活に直接影響することがほとんどないため、合併処理浄化槽への転換誘導が難しい状況です。

そこで、湖沼等の水環境保全に対する意識を高揚し、生活排水対策の重要性を認識してもらうため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促す記事を県・市町村の広報紙や県公式ツイッターに掲載するなど、啓発に取り組んでいます。

また、保守点検業者等、浄化槽に精通する42名を「茨城県水質保全監視員」に任命し、浄化槽管理者への戸別訪問などにより、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、適正な維持管理について、指導・助言を行っていただいています。

＜県内の浄化槽設置基数の推移（基）＞

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
合併処理浄化槽	150,558	153,664	156,641	159,797	162,613	166,418
うち高度処理型浄化槽	46,485	53,405	57,813	61,752	65,736	70,144
単独処理浄化槽	95,993	92,419	90,206	88,914	87,307	86,034
計	246,551	246,083	246,847	248,711	249,920	252,452

## 4. 法定検査の受検率向上の取組み

### (1) 文書送付による受検指導

茨城県では、平成21年度から、市町村と連名で法定検査未受検者へ指導文書を送付しています。3ヵ年で県内44市町村を一巡するペースで送付していますが、いわゆる行政文書スタイルが県民には馴染みがないことなどから、県民からは電話での問い合わせが多く、県・市町村とも対応に苦慮することがありました。このため、令和4年度は、「文書を受け取った人がより分かりやすいように」と行政文書の形式にこだわらず、見やすさ、伝わりやすさを重視するスタイルに変更しました。また、これまで県の封筒を使って送付していたものを、一部の市町村に協力いただき、市町村の封筒を活用することといたしました。馴染みのある封筒を使用することで開封率を上げることが目的ですが、この取組みが受検率向上に寄与することを期待しています。

### (2) 浄化槽台帳の精査

浄化槽台帳から指導対象者を抽出して指導文書を送付していますが、返戻が少なく、浄化槽台帳の精査が喫緊の課題となっています。

これまで、登記簿を取得して所有者を確認したり、法定検査の検査員が現地で把握した情報（家がない、空き家状態である等）をもとに職権で休廃止をするなどの取り組みを行ってきましたが、年々ふくらむ返戻分に早急に対応するため、市町村と連携し、市町村が持っている情報を活用した台帳精査にも取り組んでいます。

## 5. おわりに

茨城県の単独処理浄化槽は、近年は約 2,000 基/年のペースで減少しているものの、単独処理浄化槽をすべて合併処理浄化槽へ早期に転換するためには、たいへんな努力が必要な状況にあります。

単独処理浄化槽の撤去補助は平成 19 年度に導入し、補助事業を実施している全市町村でも導入していることから、補助により撤去された単独処理浄化槽は 15 年間で 15,000 基を超えました。一方、平成 31 年度から創設された単独転換に係る宅内配管工事費補助については、まだ実施していない市町村がある状況です。そのため、県としては、まずは、各市町村に宅内配管工事費補助を実施していただけるよう働きかけ、その補助制度を活用して単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を加速させていきたいと考えています。

生活排水から湖沼や河川への汚濁負荷を減らし、茨城の水をきれいにするため、浄化槽の適正な維持管理の啓発や合併処理浄化槽への転換促進に今後もねばり強く取り組んでいきます。